

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から同年12月まで
② 昭和61年4月から62年4月まで
③ 平成2年1月から同年3月まで

申立期間①の国民年金保険料はA区役所で、申立期間②及び③の保険料はB市役所で、それぞれ納付書に現金を添えて納付したので、未納の記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和53年頃に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年10月頃に払い出されたものと推認され、申立期間①は、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は、20歳に達した昭和53年*月から61年3月まで、申立期間①を除いて、国民年金保険料を全て現年度納付しており、3か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、戸籍の附票によると、申立人の住所は昭和61年4月にA区からB市に異動していることが確認できるところ、上記1の国民年金手帳記号番号に係るオンライン記録では、同年5月に申立人の不在決定が行われているとともに、平成21年3月まで申立人の住所地がA区となっていることから、申立人はB市に転居した際、国民年金

の住所変更手続を行わなかったものと推認され、申立期間②当時、同市では申立人が国民年金の被保険者として管理されていなかったものと考えられる。

また、申立人には、B市において、別の国民年金手帳記号番号（＊）が払い出されているが、当該記号番号は、その前後の被保険者の資格取得時期から、平成2年4月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間②は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、上記1の国民年金手帳記号番号（＊）を除いて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和53年10月頃に払い出されたと推認される国民年金手帳記号番号（＊）に係る被保険者としては、上記2のとおり、申立期間③当時、B市では管理されていなかったものと考えられる。

また、平成2年4月頃に払い出されたと推認される国民年金手帳記号番号（＊）に係る被保険者としては、申立期間③において過年度納付することが可能であるが、申立人からは、申立期間③において過年度納付を行ったとの供述は得られない上、オンライン記録によると、申立人が3年3月に厚生年金保険に加入したことにより、同年5月17日付けで同年3月分の国民年金保険料が、申立期間③の直前の元年12月分の保険料に充当されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 上記の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から60年3月まで

私は申立期間当時、学生であったので祖父が将来を心配し、祖父が国民年金の加入手続を行うとともに、遡って納付できる国民年金保険料を、納付場所は分からないが一括で納付してくれた。その後の保険料は集金に来る納税組合の人に納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和58年7月から60年3月までの期間について、申立人は、その祖父が国民年金の加入手続と遡って納付できる国民年金保険料を納付場所は分からないが一括で納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、60年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、当該期間は、遡って保険料を納付することができる期間である。

また、申立人の祖父と同居していた申立人の両親及び姉の国民年金保険料についても祖父が納付していたとしており、オンライン記録によると、その家族（妹を除く。）の保険料は納付済みとなっていることが確認できることから、その祖父の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、オンライン記録から、申立期間の一部期間について、申立人の両親は過年度納付となっていることが確認できること、昭和60年11月11日に申立人の過年度納付書が発行されていることが確認できる

ことから、その祖父が、申立人の申立期間のうち、58年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料を遡って納付した可能性は否定できず、当該期間の保険料を遡って納付できなかった特段の事情も見当たらない。

- 2 申立期間のうち、昭和47年4月から58年6月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は上記1のとおり60年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月
② 昭和46年3月から53年3月まで

私は昭和48年3月に結婚し、それから間もなく姉に勧められ、姉に国民年金の加入手続をしてもらった。その際、姉から未納分の国民年金保険料は2年間であれば遡って納付できると聞いたので、金額は不明だが自分でA町役場（当時）に行き納付したと思う。その後の保険料は、町内の方が集金に来ていたので、私と夫の分をまとめて納付していた。申立期間①及び②保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和52年1月から53年3月までの期間について、申立人は、その姉に国民年金の加入手続をしてもらい、未納分の保険料は2年間であれば遡って納付できると聞いたため、自身でA町役場に行き納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、54年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、当該期間は、遡って保険料を納付することができる期間である。

また、A町役場は申立期間当時、過年度に係る国民年金保険料の納付が可能であったとしており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納は無い上、申立人が一緒に納付したとしているその夫についても全て納付済みであることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、申立人が当該期間の国民年金

保険料を遡って納付できなかった特段の事情も見当たらない。

- 2 申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 46 年 3 月から 51 年 12 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は上記 1 のとおり 54 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月30日から同年4月1日まで
私の厚生年金保険被保険者記録は、昭和41年3月30日に有限会社A（以下「B社」という。）において資格を喪失し、同年4月1日に株式会社Cにおいて資格を取得したことになっており、年金加入期間に1か月の欠落期間がある。B社を退社したのは、同年3月31日で、同社から支給された同年3月の給与から厚生年金保険料が控除されているので、同社における被保険者資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B社において会計及び総務関係事務を担当していた同僚は、「申立人は、昭和41年3月31日にB社を退職して同年4月1日に株式会社Cに移籍したのであり、1日も空いた日は無かった。」と供述している上、株式会社C（現在は、D株式会社）が提出した申立人に係る人事記録に昭和41年4月1日付けで「B社より出向」と記載されていることから、申立人は、申立期間においてB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出したB社の昭和41年3月分の給与明細書により、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額は、給与明細書で確認できる昭和 41 年 3 月の報酬月額から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主の所在は不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は昭和62年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は昭和60年10月から61年9月までは36万円、同年10月から62年3月までは32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月6日から62年4月1日まで
昭和62年4月1日にB株式会社へ異動するまでの申立期間は、A株式会社に勤務していたので、申立期間をA株式会社の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社及びB株式会社の両社で役員であった同僚は、申立人はA株式会社からB株式会社に継続して勤務し申立期間はA株式会社に勤務していたとしている上、申立人の申立事業所に係る健康保険証の回収記録により、申立期間にA株式会社に勤務していたと推認できる。

一方、適用事業所名簿により、A株式会社は昭和62年5月25日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、オンライン記録では、申立人及び同僚4人の被保険者資格喪失日は、同社が適用事業所ではなくなった後の同年6月10日に、61年10月1日の定時決定を取り消した上で、60年10月6日と遡及して記録されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和60年10月6日に被保険者資格を喪失した旨の処理を社会保険事務所（当時）が遡及して行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における資格喪失日は、B株式会社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した62年4月1日と訂正する必要があると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、60年10月から61年9月までは36万円、同年10月から62年3月までは32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該申立期間に係る標準賞与額については、平成 15 年 12 月 9 日を 30 万円、16 年 7 月 12 日を 31 万円、同年 12 月 9 日を 35 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 7 日
② 平成 15 年 12 月 9 日
③ 平成 16 年 7 月 12 日
④ 平成 16 年 12 月 9 日

年金事務所からの照会により、有限会社Aにおいて支払われた申立期間①、②、③及び④の賞与の記録が欠落していることが分かった。申立期間の賞与明細書を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④について、申立人提出の賞与明細書及び事業主提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人に賞与が支払われ、それに見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該申立期間に係る標準賞与額については、申立人提出の賞与明細書及び事業主提出の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 9 日を 30 万円、16 年 7 月 12 日を 31 万円、同年 12 月 9 日を 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主が当該申立期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は賞与支払届の提出を行っ

ていないことを認めていることから、事業主は、申立人の当該申立期間に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人提出の賞与明細書及び事業主提出の賃金台帳により、平成 15 年 7 月 7 日付けで、申立人に賞与が支給されていることが認められるものの、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで

A株式会社に昭和61年1月21日に入社し、平成7年10月5日に退職するまで、同社B支店（同社C所から名称変更）に継続して勤務したが、昭和61年9月29日から同年10月1日まで厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B支店に昭和61年1月21日から平成7年10月5日まで勤務したと申し立てしているところ、同社D所における申立人に係る事業所別被保険者名簿により、申立人は昭和61年1月21日に被保険者資格を取得し、同年9月29日に資格喪失し、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によりA株式会社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年10月1日に被保険者資格を取得した複数の同僚が、同社D所において申立人と同じ同年9月29日に被

保険者資格を喪失していることが確認できるところ、事業主は、「人事異動は1日付けが通例で、資格喪失日は昭和61年10月1日が正しい。」と回答していることから、申立人のA株式会社における資格喪失日については、同年10月1日とすることが妥当である。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年9月及び同年10月の賃金台帳における報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成11年12月から12年6月までを30万円、同年7月から13年8月までを34万円、同年9月を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月6日から13年10月31日まで
年金事務所の記録では、ハローワークの紹介で勤務したA株式会社の申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額と相違し、一律15万円に引き下げられている。社会的問題を起こした会社の事業内容等は、役員、幹部以外に知ることもなく、自分は、従業員として勤務していた。

なお、退職後は、被害者のために告発の中心となり、警視庁、被害者弁護団、マスコミ等にも協力した。給与明細書もあるので、調査し、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年12月から12年6月までは30万円、同年7月から13年8月までは34万円、同年9月は41万円と記録されていたところ、同事業所が適用事業所ではなくなった14年3月16日より後の16年2月5日付けで、12年7月の随時改定、同年10月の定時決定、及び13年9月の随時改定の記録を取り消し、11年12月6日（入社日）から13年9月（退職日の前月）までの期間が一律15万円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日より後に遡及減額訂正された被保険者は64人おり、全員が申立人と同様に15万円に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書及び源泉徴収票により、申立期間の報酬月額は遡及減額訂正後の標準報酬月額（15万円）に減額されておらず、申立人が主張する標準報酬月額（30万円から41万円）に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

また、当該事業所に係る法人登記簿謄本によると、平成14年4月*日に破産宣告（平成17年9月*日破産宣告終結）が行われているところ、同事業所の破産管財人は、「社会保険料滞納に伴う交付要求が社会保険事務所からあり、被害者救済のため、社会保険事務所と相談したところ、標準報酬月額の遡及減額訂正の指導を受け、届書を作成し、元従業員へ遡及減額訂正に伴う同意についての通知を送付した。」と供述している。

しかしながら、申立人は、「被害者のためにとということで破産宣告の陳述申告書に署名し、上記通知についても、従業員であり、総務担当とはいえ社会保険事務への関与も無く、同意をしていない。」と申述している。

さらに、文書回答のあった元同僚4人のうち3人は、当該事業所は、社会保険料の滞納があったと供述し、そのうち1人の同僚は、15万円への遡及減額訂正は破産管財人が行ったとしか考えられないと回答している。

これらを総合的に判断すると、平成16年2月5日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所において申立人に係る入社日（平成11年12月6日）に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の11年12月から13年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、11年12月から12年6月までを30万円、同年7月から13年8月までを34万円、同年9月を41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、株式会社Aに係る資格喪失日は、平成4年1月24日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成3年8月31日から4年1月24日までの期間の標準報酬月額については、19万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から4年6月16日まで

国の記録によれば、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、株式会社A（以下「事業所」という。）に継続して勤務していた。

申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、第三者委員会で調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年8月31日から4年1月24日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において、事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録により、事業所は、平成3年8月31日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同日より後の4年1月24日に、申立人に係る3年10月の定時決定が遡って取り消されている上、厚生年金保険被保険者資格を同年8月31日に喪失した旨の処理が遡って行われていることが確認できる。

しかしながら、事業所に係る履歴事項全部証明書により、事業所は、申立期間においても、引き続き法人事業所であったことが確認でき、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所（当時）において、適用事業所に該当しなくなった

とする処理及び申立人の厚生年金保険の被保険資格を喪失させる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年8月31日に事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められず、申立人の事業所における資格喪失日は、上記社会保険事務所の処理日である4年1月24日であると認められる。

また、申立期間のうち、平成3年8月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、訂正前の記録から、19万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成4年1月24日から同年6月15日までの期間（以下「当該期間」という。）については、上記雇用保険の記録から、申立人が、事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該期間について、申立人及び複数の同僚が保管していた平成4年分給与所得の源泉徴収票によれば、当該期間の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は既に他界していることが確認できることから、当該期間の厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和49年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月2日から50年12月5日まで
昭和49年10月から、株式会社Aに勤務していたが、年金事務所の記録では、50年12月5日に被保険者資格を取得したことになっており、記録が間違っている。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された資料における入社日の記録、健康保険の被保険者資格取得日の記録及び申立人が提出した退職所得の源泉徴収票における入社日の記録から判断すると、申立人は、申立期間に株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、当時、給与計算等を担当していた同僚は、「採用後一定期間を経ってから厚生年金保険に加入させるような慣行は無く、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続は同時に行っており、健康保険料だけを控除して厚生年金保険料を控除していなかったことは考えられない。」と供述している。

さらに、申立人の数日前に入社したとする同僚は、給与から厚生年金保険料が毎月控除されていたにもかかわらず、入社日と被保険者資格取得日が相違していたため、退職後に自ら会社に申し出て資格取得日の訂正が行われたことを記憶しており、事業所別被保険者名簿において、当初の資格取得日は昭和50年12月10日と記録されていたところ、退職後に、1年

以上前の日付に訂正されていることが確認できる上、当該同僚は記録訂正にあたり厚生年金保険料をまとめて支払った記憶は無いと供述している。

これらの事実から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年12月5日の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得日を昭和49年10月2日とする被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が資格取得日を50年12月5日として届け出て、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る49年10月から50年11月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から5年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から5年8月まで
平成4年か5年に、A市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は同市役所及び銀行等で納付したので、未納の記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年か5年にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人提出の年金手帳に国民年金の記号番号は記載されていない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の記号番号が平成9年1月に基礎年金番号となっており、同年10月に国民年金保険料が初めて納付されたことが確認できることから、国民年金加入手続は同年に行われたものと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年3月までの期間及び63年5月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年11月から61年3月まで
② 昭和63年5月から平成元年2月まで

昭和63年春頃にA市に転居し、同市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を同市役所で納付したが、当該期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和58年4月頃に払い出されたものと推認されるが、オンライン記録では、申立人が59年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことで、国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる。

その後、昭和60年9月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、平成元年3月に厚生年金保険被保険者資格を再取得するまでの期間（申立期間①及び②を含む。）において、オンライン記録では、申立人の当該国民年金手帳記号番号に係る加入記録は見当たらず、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、加入手続を行ったことを示す関連資料も無いことから、当該期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかつたものと推認される。

なお、申立人は、申立期間①当時は被扶養配偶者であったと申述していることから、国民年金に加入する場合は任意加入となるが、任意加入期間については、制度上、国民年金の被保険者資格を遡及して取得することは

できないことから、申立人が主張する昭和 63 年春頃に加入手続をしたとしても申立期間①における被保険者資格を取得することはできない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとしている A 市では、申立人の加入記録は見当たらないとしている上、昭和 61 年 4 月に基礎年金制度が導入された後の申立人が被扶養配偶者であったとしている期間（昭和 61 年 4 月から 63 年 4 月まで）について、申立人は第 3 号被保険者資格取得の届出を行っていないとしていることから、申立人が 63 年春に加入手続を行った場合には、同市において当該期間における被保険者資格の種別（1 号、2 号又は 3 号）の確認を行うものと考えられるが、そのような確認を行った形跡は見当たらないことから、申立人が同市において加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から同年6月までの期間及び同年12月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年2月から同年6月まで
② 昭和41年12月から50年12月まで

20歳になった昭和41年*月及びA株式会社を退職した後の同年12月に、父が、B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が、昭和41年2月及び同年12月にB区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、53年6月頃に払い出されたと推認される上、申立人が所持する年金手帳及び申立人に係る国民年金被保険者台帳において、国民年金の被保険者資格の取得日は同年6月1日と記載されていることから、申立期間①及び②は未加入期間であったと推認され、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に他界しており、証言が得られないことから、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年4月まで
夫がA市B区役所で、申立期間に係る国民年金保険料を遡って納付してくれたので、保険料が未納となっている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、遡って申立期間に係る国民年金保険料を納付したとしているところ、オンライン記録によると、平成6年6月13日に申立期間直後の4年5月及び6年3月の保険料が過年度納付されていることが確認できる。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成6年5月中旬以降に払い出されたと推認され、オンライン記録によると、社会保険事務所（当時）が過年度納付書を同年6月6日に作成していることが確認できることから、同納付書作成時点からすると、4年4月分以前の申立期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年8月から63年3月まで

私は、航空機墜落事故のあった昭和60年8月に、A市役所（現在は、B市C区役所）において、転入届及び国民年金の保険料の申請免除申請を行った。

その際、市役所窓口の女性職員から「免除申請とは、国民年金保険料を納付しなくても国が3分の1を負担してくれるのよ。」と皮肉混じりに言われたことをはっきりと覚えている。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、航空機墜落事故のあった昭和60年8月に、A市役所において、転入届及び国民年金の保険料の申請免除申請を行い、その際、市役所窓口の女性職員から「免除申請とは、保険料を納付しなくても国が3分の1を負担してくれるのよ。」と皮肉混じりに言われたことをはっきりと覚えているとしているが、申立人は、国民年金保険料の免除申請等に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年6月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は、国民年金保険料の免除申請を行うことが可能な期間であるが、オンライン記録では、申立人が申立期間における保険料の免除申請を行ったとする記録が無い上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料の申請免除手続について、「A市役所において、昭和 60 年 8 月の 1 度だけ行った。」と申述しているが、当時の申請免除手続は、毎年申請することを要件としており、当時の取扱いと一致しない。

さらに、申立人が、申立期間について、免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 21 年 5 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 5 月から同年 7 月まで

私は、国民年金の保険料について、仕事の関係上、なかなか時間を割いて保険料を納付することができなかつたが、平成 21 年 4 月以降、一切の家計を妻に任せ、毎月、妻に保険料を納付してもらっていた。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の保険料について、仕事の関係上、なかなか時間を割いて保険料を納付することができなかつたが、平成 21 年 4 月以降、一切の家計をその妻に任せ、毎月、その妻に保険料を納付してもらっていたとしているが、申立人の国民年金の保険料の納付を行ったとするその妻は、保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人は、国民年金の保険料の納付に直接関与していないことから、納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、「21-5-28 お支払金額 67,177 (自動車税×2、年金、パソコン)」、「21-7-15 お支払金額 70,000 (国保、国年、パソコン代)」と用途が手書きされている A 信用金庫の普通預金通帳を提出したが、同信用金庫 B 支店によると、平成 21 年 5 月 28 日に 6 万 7,177 円が引き出されると同時に国庫金へ 1 万 4,660 円が振り込まれたことが確認され、この記録は、同年 4 月分の国民年金保険料として納付されたオンライン記録の収納年月日と一致する上、保険料額についても、当時の保険料額である 1 万 4,660 円と一致することから、当該保険料納付は、同年 4 月分の保険料であると推認され、申立人の主張と符合しない。さらに、同支店によると、

同年7月15日に7万円がATMにおいて引き出されたことが確認されるものの、オンライン記録では、申立人が申立期間における保険料の納付を行ったとする記録が確認できない上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間における記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年7月から57年3月まで
申立期間について、私は、会社を辞めた翌日（昭和53年7月16日）に国民年金の加入手続をA市役所で行い、B郵便局で国民年金保険料を納付した。その後は、割引になるため前納で保険料を納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、会社を退職した翌日（昭和53年7月16日）に国民年金の加入手続をA市役所で行い、B郵便局で国民年金保険料を納付し、その後は前納で保険料を納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和57年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、53年7月から55年3月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できず、同年4月から57年3月までの期間は遡って保険料を納付することができる期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、年金手帳に記載された被保険者資格取得年月日の時期から国民年金保険料を納付していると主張しているが、この被保険者資格取得年月日は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されるものであることから、保険料納付の始期を示すものではない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 15 日から同年 12 月 26 日まで
昭和 41 年 9 月 15 日から同年 12 月 25 日まで A 株式会社 に勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社（現在は、株式会社 B）において昭和 41 年 9 月 15 日から同年 12 月 25 日まで C 職として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているところ、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者であった者のうち、連絡先の判明した同僚 9 人に問い合わせ、回答があった 7 人のうち 1 人は申立人を知っていると供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の同僚 7 人のうち、ほかの 6 人は、申立人について知らない又は分からないと回答している上、株式会社 B は、当時の事業主は亡くなっており、当時の記録は現存しないことから、申立人の A 株式会社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、申立期間において、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、健康保険番号に欠落も無い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで
② 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで

国の記録では、株式会社Aに勤務していた申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、その前後の月の標準報酬月額に比べて下がっているが、昭和 58 年 3 月から管理職になり、残業手当は支給されておらず、交通費にも変更は無かったはずである。

当該記録には納得がいかないのので、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、株式会社Aから提出のあった給与明細書（以下「当該給与明細書」という。）に係る給与支給額に見合う標準報酬月額は、一部の期間についてはオンライン記録の標準報酬月額（申立期間①は 44 万円、申立期間②は 56 万円）を上回っているものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、全ての期間について、オンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当た

らないため、あっせんは行わない。

なお、申立人は、「昭和 58 年 3 月より管理職であり、残業代は支給されておらず、交通費にも変更は無い。」と主張しているところ、当該給与明細書から、申立期間①について、残業代に該当する増務手当が支給されており、当該増務手当が申立期間①前後の年度に比べて低額となっていることが確認でき、申立期間②については、前後の年度に比べ、本人給及び役職手当等の増減が生じたために低額となっていることが確認できる。

このほか、B 組合は、申立期間①の標準報酬月額については、資料が保存されておらず不明であるが、申立期間②の標準報酬月額は、56 万円（オンライン記録と一致）であると回答しているほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。